令和５年度大阪府立中学校入学者選抜

障がいのある児童に対する配慮について

大阪府教育委員会

府立中学校の適性検査等を受験する際、障がい等の状況により、受験上の配慮を申請することができます。申請については、受験上の配慮を希望する志願者の保護者等（以下「保護者」という。）が、現在在籍している小学校等（以下「小学校」という。）及び市町村教育委員会を通じて、10月31日（月曜日）までに府教育委員会に願い出ることとしています。事前相談等が必要ですので、以下の「配慮申請の流れ」を確認してください。

配慮申請の流れ

１｜小学校からの事前相談

保護者は、現在通っている小学校に「府立中学校を受験する意思があること」と「受験上の配慮を希望すること」を伝え、小学校から市町村教育委員会を通じて、府教育委員会に事前相談を行うよう依頼します。

小学校から依頼を受けた市町村教育委員会は、原則として９月30日（金曜日）までに府教育委員会に対して電話等により事前相談を行います。

事前相談では、府教育委員会の担当より、志願者の障がい等の状況や小学校で行っている学習上の配慮等についてお尋ねするとともに、手続きに関する確認等を行います。

２｜「配慮事項申請書」の作成

(1) 保護者による「配慮事項申請書」の作成

保護者は、小学校と相談のうえ、「令和５年度大阪府立中学校入学者選抜適性検査等配慮事項申請書（様式Ａ）」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、小学校長に提出します。

(2) 小学校長による具申

小学校長は、保護者が提出した申請書に具申等を行ったうえ、小学校を所管する市町村教育委員会に副申を依頼します。

なお、市町村立小学校以外の学校から志願する場合、小学校長は申請書に具申等を行った後、直接、府教育委員会に提出してください。（(3) 市町村教育委員会による副申等は不要です。）

(3) 市町村教育委員会による副申等

市町村教育委員会は、小学校が提出した申請書に副申し、10月31日（月曜日）までに府教育委員会に提出します。

３｜府教育委員会における審査

府教育委員会において、個別の状況を把握したうえで審査を行い、具体的な配慮内容について決定し、12月初旬に市町村教育委員会及び小学校長を通じて保護者に通知し、「承認書」を交付します。

４｜承認書の受領及び出願

「承認書」を受領した保護者は、１月５日、６日の「入学志願書」の提出の際、「承認書」及び「申請書の写し」を添えて中学校長に提出します。

（注１）現在、他の都道府県等（外国を含む）に居住しており、「令和５年度大阪府立中学校入学者選抜実施要項」に定める府教育委員会の承認書の提出が必要な志願者が受験上の配慮を申請する場合は、保護者の方に対して別途申請手続き等を説明しますので、原則として９月30日（金曜日）までに府教育委員会まで連絡してください。

（注２）承認後、やむを得ず志願先中学校を変更する場合は、小学校等に御相談ください。なお、出願後に志願先中学校を変更することはできません。